

クラウドバンク匿名組合約款
2025年12月22日改定 新旧対照表

(改定箇所には下線を付しております。)

旧	新
第16条 (会計及び報告) 1. 本匿名組合の事業年度は、 <u>毎年4月1日から翌年3月末日</u> までとします。但し、本契約締結後、最初の本匿名組合の事業年度は、本契約締結日からその直後の <u>3月末日</u> までとし、最後の本匿名組合の事業年度の最終日は、本契約の終了日とします。	第16条 (会計及び報告) 1. 本匿名組合の事業年度は、 <u>毎年1月1日から12月末日</u> までとします。但し、本契約締結後、最初の本匿名組合の事業年度は、本契約締結日からその直後の <u>12月末日</u> までとし、最後の本匿名組合の事業年度の最終日は、本契約の終了日とします。
(附則)	(附則)
(追記)	最終改定：2025年12月22日（同日施行）

以上